(下線は、改正箇所)

			(下線は、改正箇所)	
	新		IΒ	
第1章 総則		第1章 総則		
<u>1</u> 法人 JA ネットバンク		<u>第1条</u> 法人 JA ネットバンク		
<u>(1)</u> ~ <u>(3)</u>	(略)	<u>1~3</u>	(略)	
<u>(4)</u> 月額利用料		4 月額利用料		
<u>a</u> ∼ <u>b</u>	(略)	$(1) \sim (2)$	(略)	
<u>c</u>	月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料(全		(新 設)	
	額)を徴収します。(日割り計算は行いません。)			
<u>2</u> ∼ <u>11</u>	(略)	第2条~第11条	(略)	
<u>12</u> 当組合;	<u>12</u> 当組合からの解約		<u>第12条</u> 当組合 <u>(会)</u> からの解約	
<u>(1)</u> ~ <u>(2)</u>	(略)	<u>1~2</u>	(略)	
<u>(3)</u> 契約	(3) 契約者に次の <u>場合</u> の事由が <u>一</u> つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知する		事由が 1_つでも生じたときは、当組合 <u>(会)</u> は契約者に事前に通知する	
ことな	ことなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契		ことなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の	
約者の	約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるもの		当組合(会)に対する届出住所に対し、当組合(会)が解約通知を発送したときに生じるもの	
とします。		とします。		
<u>a</u> ∼g	(略)	<u>(1)</u> ~ <u>(7)</u>	(略)	
	(削 除)	(8) 当組合(会)への	本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明	
		したとき		
<u>h</u> ∼ <u>i</u>	(略)	$(9) \sim (10)$	(略)	
i	契約者が、自ら、または第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をし	(<u>11)</u> 契約者が、自らる	または第三者を利用して次の <mark>各号</mark> に該当する行為をした場合	
	た場合			
	<u>(a)</u> ~ <u>(e)</u> (略)	<u>ア</u> ~ <u>オ</u>	(略)	
	(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合		(新一設)	
	が認める行為			
<u>k</u>	本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外		(新一設)	
	法令等を含みます。) や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれが			
	あると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事			
	<u>由があると当組合が判断した場合</u>			
<u>l</u>	契約者が当組合に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不	(12) 契約者・当組合	(会) 間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合(会)	
	正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、ま	が認めたとき		
	たはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合			

		T	(ト線は、改正箇所)
新		IΕ	
<u>m</u>	契約者が当組合に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限ら		(新一設)
	れません。)の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑		
	いがあると当組合が判断した場合		
<u>n</u>	当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、		(新 設)
	契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、		
	当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合		
<u>o</u>	その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した	<u>(13)</u> その他、当組合 <u>(会)</u>	がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき
	とき。	当組合(会)は、本サ	ービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に
		予め通知することなく、	いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただ
		<u>し、当組合(会)はこの</u>	規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではあ
		<u>りません。</u>	
(4) 当組合は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適		(新一設)	
切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利			
<u>用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一</u>			
時停止:	措置義務を負うものではありません <u>。</u>		
<u>13</u> ~ <u>27</u>	(略)	<u>第13条</u> ~ <u>第27条</u>	(略)
第2章 照会・	辰込サービス	第2章 照会・振込サービス	
<u>28</u>	(略)	第 28 条	(略)
<u>29</u> 振込・振替機能		<u>第29条</u> 振込・振替機能	
<u>(1)</u> ~ <u>(8)</u>	(略)	<u>1</u> ∼ <u>8</u>	(略)
<u>(9)</u> 依頼内容の訂正、組戻し		9 依頼内容の訂正、組戻し	
<u>a</u>	(略)	<u>(1)</u>	(略)
<u>b</u>	振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、	<u>(2)</u> 振込の取引において、	依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を
	当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続によ	行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手	
	り取 <u>り</u> 扱います。組戻手続を行う場合、本条 <u>(2)</u> の振込手数料等相当額は返却し	続を行う場合、本条 <u>第2項</u> の振込手数料等相当額は返却しません。 <u>また組戻しにつきまし</u>	
ません。		ては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。	
	<u>(a)</u> ∼ <u>(c)</u> (略)	<u>ア</u> ~ <u>ウ</u>	(略)
$\underline{\mathbf{c}} \sim \underline{\mathbf{d}}$	(略)	<u>(3)</u> ~ <u>(4)</u>	(略)
<u> </u>	VPH /		

	(下線は、改正箇所)
新	旧
第 3 章 (略)	第 3 章 (略)
第4章 伝送サービス	 第 4 章 伝送サービス
$\frac{31}{2} \sim \frac{35}{2}$ (略)	<u>第31条</u> ~ <u>第35条</u> (略)
3 <u>6</u> 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定	<u>第36条</u> 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定
<u>(1)</u> ~ <u>(11)</u> (略)	<u>1</u> ~ <u>11</u> (略)
(12) 依頼内容の訂正・組戻し(口座振込を除 <u>きます</u> 。)	12 依頼内容の訂正・組戻し(口座振込を除 <u>く</u> 。)
<u>a</u> (略)	<u>(1)</u> (略)
振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、	- <u>(2)</u> 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとと
取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取 <u>り</u> 扱います。組戻手続	店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条 <u>第1</u>
<u>b</u> を行う場合、本条 <u>(1)</u> の伝送振込手数料等相当額は返却しません。	の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 <u>また組戻しにつきましては、別途手数料が</u> 7
	<u>かりますので、あらかじめご了承ください。</u>
	$\underline{\underline{r}} \sim \underline{\dot{p}} \tag{略}$
<u>c</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
37 口座振替	- 第 37 条 口座振替
$\frac{(1)}{(2)} \sim \frac{(2)}{(2)} \tag{B}$	$\frac{1}{2}$ (略)
	3 口座振替依頼書の受理等
伝送契約者が貯金者から <u>貯金口座振替依頼書(以下、「</u> 依頼書 <u>」といいま</u>	<u>(1)</u> 伝送契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合 <u>(会)</u>
<u>す。)</u> および <u>貯金口座振替申込書(以下、「</u> 申込書 <u>」といいます。)</u> を受理した	提出するものとします。当組合 <u>(会)</u> は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の2
a 時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、	備事項がある時は依頼書にその旨を付記し(または別添資料等により)、伝送契約者にi
依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し(また	戻するものとします。
は別添資料等により)、伝送契約者に返戻するものとします。	
<u>b</u> ∼ <u>c</u> (略)	(2) \sim (3) (略)
(<u>4</u>)~(<u>12</u>) (略)	$\frac{4}{2}$ (略)
<u>38</u> ∼ <u>39</u> (略)	<u>第 38 条</u> ~ <u>第 39 条</u> (略)
以上	上 上

付 則

この規定の改正は、令和7年10月1日から施行する。